多賀町子ども・家庭応援センター　〒2-8137　☎0749-48-8137　FAX 0749-48-8138

11月は 児童虐待防止推進月間

国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、家庭や学校、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などさまざまな取り組みがおこなわれています。



オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン 標語最優秀作品

「189（いちはやく）　気づいたあなたに　できること」

オレンジリボン・キャンペーンについて

オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。ひとりでも多くの方々に「児童虐待防止」に関心をもってもらい、子どもたちの笑顔を守るために一人ひとりに何ができるかを呼び掛けていく活動が「オレンジリボン・キャンペーン」です。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

虐待としつけとの違いは？

子どもが犠牲となる痛ましい虐待の事件が起こると、その保護者は「しつけの一環として……」と言いますが、それは自分を守る言い訳にすぎません。たとえ愛情に満ちた「しつけ」のつもりであっても、その行為が子どもに害を及ぼすものであれば、それは「虐待」といえます。「虐待」は、大人側の思いとは関係なく「子ども自身の人権が守られているかどうか」という点で判断されます。



児童虐待の早期発見は、子どもを救う……

虐待の早期発見は、子どもだけでなく、虐待をしてしまう保護者にとっても救いとなります。誰かに止めてもらいたいという思いをもっている場合や、自ら助けを求めるサインを出している保護者も多くあります。虐待をしてしまう家庭は地域・近隣同士で助け合ったり、支え合ったりする関係が希薄になっていて、孤立しやすい状況が見られます。

「私はだめな親」「私の努力が足りない」と自分を責めたり、追いこんだりして、相談することもなく、ひとりで悩みを抱え込んでしまっていることが多くあります。孤立しやすい状況を早期に発見することは、家庭という閉ざされた中で虐待がエスカレートすることを防ぎ、家庭への支援をおこなうことにつながります。

次のような行為は、虐待にあたります

身体的虐待…… 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外へしめ出す　など

心理的虐待…… 言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力する　など

ネグレクト…… 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院へ連れていかない、ほかの人が子どもに暴力をふるうことを放置する　など

性的虐待…… 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノ写真の被写体にする　など

福祉保健課　〒2-2021　☎0749-48-8115　FAX 0749-48-8143

たが民児協だより

民生委員・児童委員～ 支えあう 住みよい社会 地域から ～

民生委員児童委員としての活動の中で、さまざまな研修会に参加することがあります。

研修会といっても小難しいものではなくて、福祉施設などを訪問したり、障害のある方のお話を聞かせていただいたりするのです。

時には被災地を訪問し、現地の民生委員児童委員の方と交流することもあります。生の声を聞かせていただくことは、大変興味深いですし、これからの活動の参考になることばかりです。

また、民生委員児童委員同士で情報交換したり、一緒に万灯祭の総踊りに参加したり、県外研修に出かけたりして仲間意識が芽生えとても楽しいです。

活動の大変さばかりに目がいきがちですが、こんな楽しい面もあると、最近ようやくわかってきました。

見守り活動にしても、サロンなどの活動にしても、正直しんどいなと思う時もあるのですが、いろんな方と話ができて楽しいですし、相手の方の笑顔を見るとこちらも自然と笑顔になって元気が出てきます。

周りの方から「民生委員、大変ですね。」とよく言われます。今までなら「大丈夫ですよ。できることしているだけですから。」と答えていましたが、これからは「大丈夫ですよ。自分も楽しんでいますから。」と答えようと思います。



滋賀県民生委員・児童委員キャラクター
『びわっ湖 ミンジー』

子どもや保護者のこんなサインを見逃さない

子どものサイン

□いつも子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声がする。
□不自然な傷や打撲のあとがある。
□衣類やからだがいつも汚れている。
□落ち着きがなく乱暴である。
□表情が乏しい、活気がない。
□夜遅くまでひとりで家の外にいる。

保護者のサイン

□地域などで交流が少なく孤立している。
□小さい子どもを家に置いたまま外出している。
□子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている。
□子どものけがについて不自然な説明をする。

「児童虐待かも?」と思ったら「189」までお電話ください

通話料無料 児童相談所虐待対応ダイヤル　☎189（いちはやく）

※「189」は、全国共通の児童相談所の3桁ダイヤルで、地域の児童相談所につながります。

多賀町子ども・家庭応援センター
（多賀町総合福祉保健センター内）
☎0749-48-8137　〒2-8137

お知らせ 最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金は、令和8年10月3日から
1時間 1,136円となりました。

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内の事業所に雇用されるすべての労働者に適用されます。最低賃金は、賃金の最低額を保証するとともに、労働条件の改善に重要な役割を果たしています（特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています）。



※最低賃金についてのお問い合わせ

滋賀労働局　賃金室 …… ☎077-522-6654
大津労働基準監督署 …… ☎077-522-6616
彦根労働基準監督署 …… ☎0749-44-8013
東近江労働基準監督署 …… ☎0748-22-0394

●事業場内最低賃金の引き上げおよび設備投資による業務の効率化をおこなった場合の助成金制度があります。
詳細は滋賀県労働局雇用環境・均等室 ☎077-523-1190まで